

## 答 申 書 (案)

### 1 はじめに

公営企業である下水道事業は、使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、市民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要である。

喜多方市の下水道事業は、公共下水道事業が平成5年の供用開始から30年以上が経過するなど既存施設の老朽化に伴う更新需要の増大、人口減少に伴う使用料収入の減少等により、経営環境は厳しさを増していくものと予想される。

このような中で、中長期的な経営の基本計画である「喜多方市下水道事業経営戦略」を令和5年1月に改定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいるところである。

公営企業会計への移行から4年目であるが、当期純利益を計上しているものの一般会計からの繰入金に依存した経営状況が続いており、国からは「使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等により賄っている地方公共団体にあつては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。」と要請されている。

このような状況を踏まえ、喜多方市長より諮問を受けた下水道使用料のあり方について慎重に審議、検討を重ね、ここに結論を得たので、その結果を答申するものである。

### 2 下水道使用料のあり方について

下水道については、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、雨水に係る経費は公費で、汚水に係る経費は一部を除き使用者が負担するものとされている。喜多方市の令和4年度決算に基づく使用料単価は173.2円/m<sup>3</sup>で、汚水処理原価は242.8円/m<sup>3</sup>となっている。そのため、経費回収率は71.3%と100%を大きく割り込む状況となっている。

このことは下水道事業は経営に伴う収入をもって充てなければならないという独立採算制の原則及び汚水私費の原則の観点からも健全な経営となっていない状況であり、整備区域の見直し、施設運営の合理化・効率化や徹底した経費縮減など企業努力をもってしてもなお下水道使用料のみで経費を賄うことがで

きない見込みであり、下水道使用料の改定はやむを得ないと判断した。

このような経営状況を踏まえ、「喜多方市下水道事業経営戦略」では計画期間である令和 14 年度までの 10 年間のうち、5 年に 1 回の頻度で適正な下水道使用料のあり方について検証し、経費回収率 100%以上を達成することを目標としていることから、今回、令和 7 年度に使用料改定を行うことが必要であるとの結論に至った。

### 3 下水道使用料の算定期間

下水道使用料は日常生活に密着した公共料金であるため、安定性と予測の確実性を保つべく、「喜多方市下水道事業経営戦略」に基づき、算定期間は令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とした。

### 4 改定率について

下水道使用料の平均改定率について、市民負担の軽減と一般会計繰入金の低減を図り、下水道事業の経営を安定的に継続できる水準を維持することを前提に審議を行った。

公営企業である下水道事業は、独立採算制の原則及び汚水私費の原則に基づき経費回収率を 100%にするためには、現行より平均 38%の改定を行う必要がある。しかしながら、平均 38%の改定は使用者への影響が大きいことから、使用者に対する負担の軽減を図るため段階的な改定が必要であると判断した。

そのため目標とする経費回収率 100%と令和 4 年度の経費回収率 71.3%の中間点である 86%を当面の目途とし、経費回収率を 86%にするためには、平均改定率を 18.7%とすることが妥当であるとの結論に至った。

### 5 下水道使用料について

#### 5-1 基本使用料について

基本使用料は 1 人あたりの実績などから現行の使用料体系と同じく 6 m<sup>3</sup> /月の基本水量を含む金額として設定した。基本使用料は使用料収入の実績に基づく割合から使用料対象経費の 25%を賄うこととしたため改定率は 31%となった。

## 5-2 従量使用料について

使用水量に応じて使用料を算定する従量使用料制は基本使用料との二部制として多くの地方公共団体で採用され、経営の安定性の確保に有効であることからこれを存置した。

また、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制は、従前どおりこれを存置した。各水量区分における従量使用料の改定率は均等に14%とし使用者間の公平性を図った。

## 5-3 使用料体系案

現行及び改定後の下水道使用料（1か月：税込み）

区分	現行	改定後 ※（ ）内は税抜き
基本使用料（6 m <sup>3</sup> まで）	942円	1,232円（1,120円）
従量使用料（1 m <sup>3</sup> につき）		
7～10 m <sup>3</sup>	167円	190.3円（173円）
11～20 m <sup>3</sup>	178円	203.5円（185円）
21～30 m <sup>3</sup>	188円	214.5円（195円）
31～50 m <sup>3</sup>	209円	238.7円（217円）
51～100 m <sup>3</sup>	231円	264.0円（240円）
101～300 m <sup>3</sup>	251円	286.0円（260円）
301 m <sup>3</sup> ～	272円	310.2円（282円）

## 6 改定時期について

下水道使用料改定には喜多方市下水道条例の改正を要し、条例改正後に使用者に対する周知期間を十分に確保する必要があるため、算定期間開始年度である令和7年4月以降に下水道使用料の改定を行うのが適当である。

## 7 付帯意見

### 7-1 今回の使用料改定の段階的な引上げについて

下水道使用料は、市民の毎月の生活の固定的支出の一つであることから、下水道使用料の改定による引上げは、市民生活に直接影響を及ぼすものである。物価高騰など市民を取り巻く環境は大変厳しい状況にあることから、今回の使用料改定にあたり、一定期間の負担緩和措置を検討されたい。

## 7-2 市民等への周知・広報

下水道使用料の改定は、市民生活に及ぼす影響が大きいことから、改定の趣旨、内容等について市民等に対して十分に理解していただくために、効果的な周知・広報活動に努められたい。

## 7-3 公共下水道の普及促進

下水道整備済区域内の未接続者に対して下水道への接続を促し、水洗化率の向上に努められたい。

## 7-4 次回下水道使用料のあり方の検証に向けて

「喜多方市下水道事業経営戦略」の計画期間である令和 14 年度までの 10 年間のうち、5 年に 1 回の頻度で適正な下水道使用料のあり方について検証し、経費回収率 100%以上を達成することを目標とするが、今後検討が予定されているし尿処理の広域化・共同化について、下水道事業経営に有益となることが判明した場合、次回に向けて速やかに収支見込みを立て、適正な下水道使用料のあり方を検証されたい。

## 8 むすび

本審議会では諮問書の趣旨である将来にわたり下水道事業の健全な経営を図るため、適正な下水道使用料のあり方について基本的な方向性を示したところである。

今後も引き続き「喜多方市下水道事業経営戦略」に基づき、社会経済情勢の変化に対応しながら経営基盤の強化に努め、生活環境のさらなる向上のため、下水道事業の一層の推進を切望する。